

令和8年9月17日（木）午後6時45分

大阪広域環境施設組合 あべのルシアス 11 階会議室

環境施設組合事務局長以下、大阪市従業員労働組合執行委員長以下との交渉

【議事概要】

【労働組合】

本日は、2026年賃金改定要求ならびに、2026年度年末手当に関する要求について、市従として申し入れを行う。

（別添 賃金改定・年末手当要求書手交）

日本経済は、ウクライナ侵攻や中東情勢の悪化などで、物価の高騰が長期化していることに加え、イランによるホルムズ海峡封鎖の影響で深刻な状況にある。また「熊本地震」や「千葉豪雨」をはじめとする、地震や集中豪雨などの自然災害などにより、国民生活そのものが圧迫されるなど、社会的・経済的に不安定な状況が続いている。

このような中、政府は8月17日に、2026年4～6月期の実質GDPについて、前期比0.3%増、前期比年率1.1%増で、3四半期連続のプラス成長であることを公表した。しかし、個人消費が横ばいにとどまったことに加え、設備投資が減少したことや、公的在庫が大幅なマイナス寄与になったことなどが影響し、市場予想を下回る結果となっている。

また、貧困や格差は一層拡大していることから、社会保障の充実は極めて重要であり、安心でき、信頼できる社会的セーフティネットの確立が喫緊の課題となっている。さらに、今後の少子化・超高齢化社会を見据え、持続可能な社会保障制度の確立し、施策の実効性を高めるため、医療・介護・保育分野はもとより、すべての公共サービスに携わる人財の確保と、処遇改善が一層求められている。

このような情勢のもと、8月7日に人事院は、月例給について、官民較差15,056円を解消するために、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、昨年度を上回る改定を行うとともに、一時金についても0.05月引き上げ、年間4.70月とし、期末・勤勉手当へ均等に配分するとの報告・勧告を行った。加えて、再任用職員についても民間状況を踏まえ、平均改定率8.5%の改定を行うことが示された。

市労連は、9月3日に行った大阪市人事委員会に対する申し入れの中で、大阪市の月例給が政令市の中でも低く抑えられている状況を踏まえ、中高年層に

も配慮した勧告となるよう求めるとともに、定年年齢の引き上げに伴って、最高号給に達する職員が増加することから、昇給・昇格を含む、人事・給与制度の全般的な改善に向けた勧告を行うよう求めてきたところである。加えて、大阪市に対しても「2026 年賃金確定要求」を申し入れ、2026 賃金確定・年末一時金闘争を強化するとしていることから、市従としても、組合員とその家族の生活を守るため、市労連に結集して賃金確定・年末一時金闘争に全力で取り組む決意である。

環境施設組合に勤務する市従組合員は、この間の給与制度改革等の影響により、給与水準が大幅に引き下げられ、多くの組合員が各級の最高号給付近に滞留している。加えて、長期にわたる新規採用の凍結により職員の高齢化が進み、限られた人員で業務を遂行せざるを得ない状況など、極めて厳しい賃金・労働条件に置かれている。

定年引き上げや 55 歳昇給停止制度の影響が重なり、昇給できない期間が一層長期化していることから、組合員のモチベーションの向上が阻害されている。これらのことについて、市従として、これまで再三にわたり指摘してきたところである。2 級班員制度における受験資格の勤続年数が今年度より 5 年に緩和されるなど、一定の改善が図られたと認識しているところであるが、技能労務職給料表 3 級においては、技能統括主任と部門監理主任が混在している状況にある。55 歳昇給停止に加え、60 歳以降の給与が 7 割水準となる課題もあり、定年延長後も職責を担い続けているにもかかわらず、処遇が十分に伴っていない。現場では、技能統括主任をめざす意欲の向上につながらず、そのことが現業管理体制の維持・向上に大きく影響を及ぼしているとも聞き及んでいる。こうした状況を踏まえ、市従組合員が「働きがい・やりがい」を持てる、総合的な人事・給与制度を早急に構築することを強く求めておく。

また、より効果的で実効性のある現業管理体制を確立し、組合員が持つ技術・技能・知識・経験を確実に継承するためにも、2 級班員制度について十分な検証を行い、制度の充実・改善に向けた必要な措置を講じることを要請しておく。

一方で、大阪市においては、インバウンドの急増などにより事業系ごみの増加が処理計画の想定を上回ったことに加え、相次ぐ焼却工場の故障停止により、焼却処理が追いついていないと聞き及んでおり、報道でも明らかとなっている。そのため、他都市にごみの受け入れを依頼するなど通常とは異なる対応

が行われているが、家庭系ごみの搬入にも影響が生じることから、市民サービスにも影響が及びかねないと危惧しているところである。こうした状況について、環境施設組合としての認識を示されたい。

この間、市従組合員は、環境施設組合の職員としての誇りと責任を胸に、円滑な事業運営に努めてきた。市民が安全に、安心して暮らせる生活環境を維持するため、公共サービスの担い手として「質の高い公共サービス」の提供に、懸命に取り組む組合員の努力を、環境施設組合が雇用主として真摯に受け止め、誠意ある対応を行うよう求めておく。

以上を踏まえ、今回申し入れた「2026 年賃金改定要求」および「2026 年度年末手当に関する要求」について、労働協約に基づく労使合意を基本として、誠意ある交渉を行うよう強く求めておく。

【環境施設組合】

ただ今、本年度の年末手当に関する要求及び賃金改定要求に関する申し入れをお受けしたところである。

当環境施設組合としても、職員の年末手当をはじめとした給与制度に関する勤務労働条件は、職員の生活だけでなく勤務意欲向上のためにも重要な課題であると認識している。

職員の勤務労働条件については、大阪市と同水準を確保することとしていることから、大阪市の動向を見据えながら、引き続き誠意を持って交渉していきたい。また、55 歳昇給停止制度の課題や 2 級班員制度についても、大阪市の動向を注視しながら対応したい。

本日申し入れのあった本年度の年末手当に関する要求及び賃金改定要求については、真摯に交渉・協議を尽くしたいと考えており、後日あらためて回答させていただきます。

最後に、労働組合の皆様方からご指摘をいただいた、いわゆる、今日的なごみ処理状況の逼迫問題については、職員の皆様や労働組合の皆様に大変ご苦勞とご心配をお掛けしているところである。また、職員の皆様におかれては、厳しい運営状況のもと早期の復旧等に向けて、日夜、ご尽力いただいていることについても感謝を申し上げます。

先ほど委員長から指摘がされたように、近年、工場に搬入されるごみ量が増加傾向にある中、工場の計画的な整備工事や故障停止が重なったことから、各工場のごみの貯留場所がほぼ満杯となっており、ごみの処理が追いつかない状況になりつつある。そのため、大阪市など構成市に対して、ごみ減量の一層の推進について協力をお願いするとともに、大阪府を通じて各市町村に対するごみの受け入れを依頼し、可能な限りの処理量の低減をめざしているところである。

本年 8 月には、堺市の臨海工場においてごみの受入れをいただき、引き続き、府下の市町村に対して、ごみの受入れに関する依頼を行っている。

このように、当組合の設置理由である安定的なごみ処理体制の確立において、大変、遺憾な状況となっているものの、引き続き、定期整備工事の期間の変更なども含めて、様々な対策を講じていくことで、この難局を乗り越えていきたいので、皆様のご理解・ご協力をお願いする。

【労働組合】

ただ今、事務局長より、市従が申し入れた 2026 年賃金改定要求ならびに年末手当要求に対する認識が示された。

先程も指摘したところであるが、この間の給与制度改革などにより、給与水準が大幅に引き下げられてきたこととあわせて、多くの組合員が各級の最高号給付近に滞留している。また、年末手当については、組合員の生活に直結する極めて重要な課題であり、物価高騰が長期化ししていることに加えて、厳しい勤務環境など将来への不安を抱える組合員にとって、一時金に対する期待感も大きく、切実なものである。

これまで市従組合員は、厳しい状況下にあっても「質の高い公共サービス」を提供するため、安定した廃棄物処理体制の構築と維持に尽力するとともに、日夜現場の最前線で創意工夫を重ね、業務を遂行してきた。環境施設組合として、組合員が果たしてきた実績や努力をしっかりと受け止めるよう、改めて求めておく。

先ほども申し上げたが、定年年齢の引き上げにともない、60 歳以降の給料月額が 7 割水準となったものの、それぞれの職務・職責に変わりはなく、組合員のモチベーションの維持・向上に多大な影響を与える結果となっている状況を踏

まえ、60 歳を超える職員の給与水準についても、早急に改善を行うよう求めておく。

また、環境施設組合においても採用が再開されているものの、これまでの長きにわたる採用凍結などにより、組合員の平均年齢は依然として高く、限られた人財での業務運営にあたっている状況にもあり、勤務労働条件にも大きな影響を及ぼしている。

公共サービスの担い手として、より質の高い公共サービスを提供していくためには、技能職員の持つ「技術・技能、知識や経験」の継承は必要不可欠であり、優秀な人財の確保と育成を進め、より安定した操業をめざすためにも、継続した採用を行うよう求めておく。

最後に、組合員の勤務労働条件の課題の解決にむけては、労使における十分な交渉と合意が大前提であり、本日以降も環境施設組合として、誠意をもって交渉・協議を行うよう求め、本日の交渉を終えることとする。